

空地及び空家の火災予防について！

桑名市火災予防条例では、放火、火遊び、たばこの投げ捨て等による空地、空家の火災を未然に防止するため、空地及び空家の所有者、管理者等に対し火災予防上の管理について規定しています。



具体的な管理について

《空地の管理では次のことに注意してください。》

- ① 空地の枯れ草は、定期的に刈り取り、適切に処理しましょう。
- ② 空地に燃えやすいものは、置かない（放置しない）ようにしましょう。
- ③ フェンス等で周囲を囲みましょう。

《空家の管理では次のことに注意してください。》

- ① みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。
- ② 燃えやすいものを周囲に置かない（放置しない）ようにしましょう。
- ③ ガス、電気は確実に遮断し、危険物（灯油等）は置かないようにしましょう。

消防本部からのお願い

消防本部管内では、枯れ草などが燃える火災が毎年発生しています。空地、空家で発生した火災は、近隣の住宅などに燃え移る可能性があり、大変危険です。皆様が所有・管理されている空地、空家を火災から守るため、枯れ草や可燃物の除去、整理などを行ない、適正な管理で火災になりにくい環境をつくりましょう。

桑名市消防本部 予防課 TEL(0594)24-5279

